

狭あい道路事業について

1、事業の目的

本町には未だ4m未満の狭い道路が数多く残されており、緊急車両の通行が不可能である・消火活動等に対する障害等、様々な問題が指摘されております。

皆様のご理解ご協力を戴き、建築基準法に規定されている道路幅員4mを確保し整備することにより、道路機能を向上させ、安全で良好な住環境の整備を図ることを目的に平成7年度から本事業を実施しております。

2、事業の基本方針（詳細は場所によって異なりますので、担当課に必ず問合せください）

①後退用地の取得

寄附を受ける：4m未満の公道

寄附を受けない：私道（私有地）、基準法の道路取扱いに該当しないもの

②隅切り用地

角敷地においては、隅切り用地の確保を協力願います。

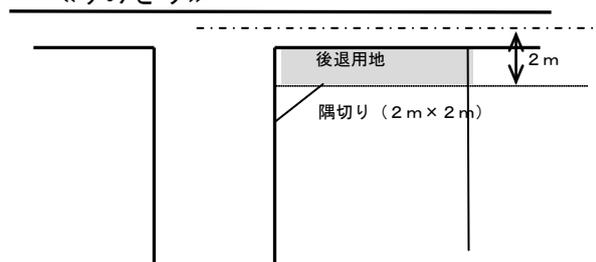
③その他

後退用地、隅切り部分に所有権以外の（抵当権等）が設定されている場合は、当該権利が抹消できる場合を除き、寄付は行いません。

《一般的な例》



《すみきり》



※測量、分筆・所有権移転・地目変更の登記に要する費用は町が負担させていただきます。

3、後退用地の整備・管理

a) 公道の後退用地は、町が現道と同程度に整備し管理します。

（整備工事は寄付行為後約1年以内、工作物があるときは工作物撤去後整備いたします。）

b) 私道の後退用地は、建築主が整備し管理します。

4、後退用地内の工作物の撤去

a) 後退用地内の工作物撤去費用については、町の基準により補助致します。

b) 後退用地内の工作物（塀・擁壁・植栽等）は建築主が撤去します。

事業のお問合せは 役場建設課管理係まで
TEL：357-7441